(表)

法定外公共物占用 許可申請 協 議 書

 新
 変
 豊
 発第
 号

 規
 更
 年
 月
 日

(宛先) 豊田市長様

年 月 日

〒 住 所 氏 名 担当者 電

占用の目的							
占用場所	公共物名称等				公共	物の種類	
	場 豊田市						地 内 地 先
	名	称	規		模	数	量
占用物件							
占用の期間	年 月	日から	間	占用物件			
	年 月	日まで	111	の構造			
工事の期間	年 月	目から	間	工事の			
工事り規則	年 月	日まで		実施方法			
復旧方法				添付書類			
備考							

記載要領

- 「許可申請 協議」 については、該当するものを○で囲んでください。
- 2 新 変 については、該当するものを○で囲み、変更の場合には、従前の許可書又は回答書 の番号及び年月日を記載してください。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名 称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に担当者の所属及び氏名を記載してく ださい。
- 4 「占用場所」の欄には、地番まで記載してください。占用が2以上の地番にわたる場合には、 起点と終点を記載してください。
- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きしてください。
- 6 「添付書類」の欄には、公共物占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な 書類を添付した場合に、その書類の名称を記載してください。

注 意 事 項

許可後は、次の事項を遵守してください。

- 1 占用に関する工事(以下「占用工事」という。)に着手するときは、あらかじめ豊田市 長に届け出て、その指示を受けること。
 - また、当該工事が完了したときは、直ちに豊田市長に完了届を提出し、その指示又は検査を受けること。
- 2 占用工事の施行に起因して事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、 市役所(担当課)に届け出て、その指示を受けること。
- 3 占用工事の施行により他の構造物を損傷した場合は、市役所(担当課)に届け出てそ の指示を受け、占用者の負担において原形復旧すること。
- 4 占用者は、占用の許可の期間中、市役所(担当課)の指示を受け、法定外公共物占用 許可済証又は法定外公共物占用許可標識を法定外公共物を占用している工作物、物件又 は施設(以下「占用物件」という。)の見やすい場所に表示すること。
- 5 占用者は、占用物件を常時良好な状態に維持管理すること。また、占用物件周辺の他 の構造物の損傷を含めて、占用物件に異状を発見した場合は、直ちに必要な措置を講ず るとともに管理者に連絡すること。
- 6 占用者は、許可事項を変更しようとするときは、変更のための法定外公共物占用許可 申請書を提出し、変更の許可を受けること。
- 7 占用者は、住所若しくは事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに市役所(担当課)に届け出ること。
- 8 占用者は、相続、合併又は分割により占用の許可又は同意に基づく権利及び義務を承継したときは、速やかに市役所(担当課)に届け出ること。
- 9 占用者は、占用に関する権利等を譲渡しようとするときは、譲渡許可申請の手続きをすること。
- 10 占用者は、占用期間が満了するとき(引き続き占用する場合を除く。)又は占用を廃止しようとするときは、あらかじめ市役所(担当課)に届け出て、原状回復について指示を受けること。また、原状回復したときは、直ちに市役所(担当課)に届け出ること。
- 1 1 占用期間満了後も引き続き占用しようとするときは、占用期間満了前30日までに 更新許可申請の手続をすること。
- 12 占用により法定外公共物の管理者に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、 占用者の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決すること。
- 13 豊田市長は、法定外公共物の管理上特に必要が生じた場合においては、占用物件の移設、改築又は撤去を求めることがある。この場合に要する費用は全て占用者の負担とする。
- 14 占用者は、道路法、道路法施行令、各物件の管理等について定めた法令、条例、規則、ガイドラインその他関係規程を遵守すること。